明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令
（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一

〔告　示〕

○教科書の定価認可基準の一部を改正する件（文部科学三）　四

○肥料を登録した件（農林水産一三六）　七

〔官庁報告〕

財　政

今後目指すべき地方財政の姿と平成二十九年度の地方財政への対応についての意見（総務省）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三

特殊法人等

阪神高速道路株式会社工事完了、企業年金基金設立関係　三七

地方公共団体

解散命令、行旅死亡人、公示送達、特定空家等の除去命令、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　三九

会社その他

会社決算公告　四七

省令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月二十六日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令
（食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第一条　食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。